

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年8月3日（令和8年（行情）諮問第1062号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第665号）

事件名：特定の問合せに対して返事がない理由が分かる文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年7月17日付け情報公開第01365号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

文書の存在が個人と紐付けないような開示が行えるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和8年7月3日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求「『開示請求番号：2025-01414の件でご確認』との問い合わせに対して返事がない理由が分かる文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴じられた文書全て。」（原文ママ）に対し、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定を行った（原処分）。

これに対して審査請求人は、令和8年7月22日付けで、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 原処分について

本件開示請求に係る行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「開示請求番号：2025-01414の件でご確認【裏面をご参照ください】」と記載されており、同請求書の裏面を確認すると、特定

の行政文書開示請求に関する申出書送付の際に同封されていた郵送料としての切手について、外務省において保管がされているかどうかに関する問合せのメールのコピーが添付されており、名宛人として特定個人の氏名及びメールアドレスが明記されているものであった。

そうすると、本件開示請求は、特定メールの添付により、特定個人の氏名及びメールアドレスを明示し、当該個人が行った特定の行政文書開示請求に関する申出書に関するやりとりが行われたことを前提として、当該申出に係る切手の保管の有無に関連する文書について法に基づき開示することを求めるものであり、本件対象文書の存否について答えることは、特定個人による特定の行政文書開示請求に係る事実の有無を明らかにすることになり、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条を適用し、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することとした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「文書の存在が個人と紐付けないような開示が行えるはずである」として、「不開示決定の取り消し」を求めている。しかしながら、本件存否情報は、上記2のとおり法5条1号に規定する個人に関する情報であるため、法8条の規定により、本件開示請求に係る対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年8月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、請求内容の参照文書として特定個人による「開示請求番号：2025-01414の件でご確認」と題するメール（以下「添付文書」という。）を添付した上で、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、添付文書は、当該個人による別件開示請求（開示請求番号：2025-01414）に係る処分庁宛てのメールであると認められるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該個人が別件開示請求を行い、処分庁とやり取りをした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、特定個人についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書きに該当することを示す事情も存しない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

「開示請求番号：２０２５－０１４１４の件でご確認」との問い合わせに対して返事がない理由が分かる文書、及び当該理由を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。【裏面をご参照下さい】